

総務委員会会議録

令和3年1月20日(水)
(開会) 10:00
(閉会) 10:37

【 案 件 】

1. 入札制度について

【 報告事項 】

1. 飯塚市の過疎地域振興に関する計画の策定スケジュールについて (総合政策課)
2. 納税等徴収金のキャッシュレス(スマホ)収納導入について (税務課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○契約課長

令和2年度建設工事の入札執行状況につきまして、お手元の資料に基づき、ご説明いたします。

「入札制度について」の1ページをお願いいたします。この資料は、令和2年12月末までに執行いたしました「工事契約落札率別内訳表」で、設計金額が130万円超の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものでございます。

12月末までの入札件数の合計は112件、契約金額の総額は71億5990万5940円で、平均落札率は91.82%となっております。

次に、資料の2ページから4ページをお願いいたします。この資料は、令和2年12月末までに執行いたしました、条件付き一般競争入札の実施状況でございます。12月末までに、38件の条件付き一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が21件、建築一式工事が13件、専門工事が4件となっております。

38件のうち28件が最低制限価格で応札がなされ、全てくじ引きにより落札者を決定しております。一番下の欄に記載しておりますが、平均落札率は90.04%となっております。

次に、資料の5ページをお願いいたします。これは、等級区分のクロスゾーンに適用します変動型最低制限価格方式による入札の執行状況で、12月末までに6件実施しておりまして、平均落札率は88.89%となっております。

以上、建設工事の入札執行状況について、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

全般について質疑させていただきます。総務委員会としては、2年間、入札制度を所管事務調査としてやってきましたけど、今の課長の説明どおり、入札傾向というのはこの2年間ほぼ変わらず、同じような状態で入札が行われておりますけども、基本的にちょっと何点かお聞きしたいんですが、過去2年間の委員会の中で、電子入札制度に切替えていただきたいというような、執行部のほうも研究を重ねてやっていきたいという答弁いただいておりますけど、前回の委員会で、来春からですか、入札制度と紙における入札を併用して行っていきたいという答弁がありましたけども、今の考えは、そのときと変わらず、同じような状況で進めていかれるのでしょうか。お答えください。

○契約課長

前回の委員会で答弁いたしましたとおり、電子入札の導入に当たりましては、応札者側のインターネット環境の整備、また電子証明書の発行、またそれを読み取るカードリーダーの購入ですとか、応札者側の環境整備が必要となってまいります。そのため、全ての業者が導入当初から環境整備ができないといった場合が想定されますので、当面の間、紙での入札も併用することといたしております。

○小幡委員

今説明のとおり紙の入札も併用するという事です。今までが、紙入札が基本で行われてきましたけど、併用するときの紙入札はどのような方法をとられるか、ご説明ください。

○契約課長

紙による入札方法ですけれども、現在、郵便入札というのを実施いたしております。これと同様に、配達記録が残る郵便書留によりまして、新飯塚郵便局留での提出といたしております。その後、職員がその郵便物を引き取りに行きまして、開封し、その入札内容を職員が電子入札システムに入力するといったような手順で行おうと考えております。

○小幡委員

確認ですけど、今の説明では郵便書留的なものでやるということですよ。ということは、もう従来どおりの、本庁に来ていただいた紙入札はないということでしょうか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○小幡委員

電子入札はわかります。行われるようにする紙入札の不正防止とか透明性、今の説明で、書留を職員さんが取りに行って、開封するんでしょうけども、そこら辺の安全性と言いますかね、どのように確保されるか、特に不正防止を、どのように考えておられるか、お答えください。

○契約課長

まず、電子入札のほうでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、不正防止についてでございますが、ICカードというものを用品して実施いたしますので、暗号化や電子証明等の技術により、入札書等を読み取る、盗み見るといったことはできないというふうに考えております。

また、開札する職員のほうでございますが、どの業者が、どのような応札がなされたかにつきましては、システム上で設定された開札日当日になるまで、職員はその内容をシステム上で見ることはできません。従いまして、ここについての秘密と言いますか、情報の漏えいですとか、先にわかるというようなことはございません。

次に、紙での入札の応札でございますけれども、工事契約の入札につきましては、現在も原則毎週火曜日に入札会を実施いたしております。そこで業者による電子入札での応札期限、電子入札で入力されることですね、これにつきましては、前の週の金曜日までといたします。紙での入札書の提出期限も同様に前の週の金曜日までに郵便局必着とし、次の週の月曜日以降に、職員が郵便局へ引き取りに行くということで、郵便局のほうに記録が残りますので、透明性が図れるものと考えております。

なお、現在、郵便入札におきましては、業者2者にですね、入札会を実施いたしておりますので、2者に来庁していただきまして、開札の立会をお願いしておりますけれども、電子入札になりますと、入札執行はくじも含めまして、全て画面上での操作となります。従いまして、開札における立会人は設置しないということで考えております。

○小幡委員

今の答弁の中で、電子入札は立会人は要らないんでしょうけど、紙入札で、郵便物を取りに行きますよね、開封するときの立会は考えられてないんですか。

○契約課長

その点につきましても、入札期限後の開札となりますので、立会人は設置しないということで考えております。

○小幡委員

簡単な一般論でいいんですけど、発注形態とか工事額によってさまざまでしょうけど、入札ですから落札金額がありますよね、想定されている。何と言いますかね、今は上限と下限を公表していますね。この決定は、素朴な質問で悪いんだけど、どの所管で、何人ぐらいの方々に決定されているのか、わかります。人数はアバウトでいいんです、工事案件によってさまざまでしょうから。

○契約課長

設定につきましては、契約課内で行っております、工事契約担当が係長含めまして3人おります。課長、課長補佐ということで、上限でいきますと5名で設定しているというような状況でございます。

○小幡委員

その設定においてはですね、所管の課から金額の範囲を示されて、最終的に契約課のほうで決定していくというような流れなんですかね。

○契約課長

金額の設定におきましては、それぞれの工事の規模にもよりますけれども、決定していく基準がございます。それに当てはめまして算出していくというような状況でございます。

○小幡委員

続けまして、もう数カ月後に電子入札をやりますよね。市内の業者の方に説明会をやると。これはコロナでなかなか集めにくいということだったんですけども、業者さんへの周知、その点はどのように行われているのかと、電子入札に切り替えていくに当たって、業者さんからの反応はどのようなものがあつたか、お答えください。

○契約課長

コロナの影響によりまして、実際に説明会というのは実施をいたしておりません。それで、説明会資料につきましてはDVDに、かなりの量になっておりますので、DVDのほうに資料を記録いたしまして、昨年12月4日に発送を完了いたしております。その後、契約課のほうへ問合せがあった内容につきましては、1番多かったものが、現在、県での入札で使用している、先ほど申しあげましたICカード、これが利用できるのかという問合せが1番多くございまして、20件程度ございました。これにつきましては、現在、県で使用されておりますICカードは利用できるということでお答えいたしております。

次に、紙での入札はできないのかという問合せが10件程度ございましたが、先ほども説明しましたとおり、当面の間は紙での入札でも可能としておりますので、その間に環境整備していただくようお願いをいたしまして、ご理解を得ているところでございます。

次に、電子入札の導入が性急ではないかというご意見が1件ございましたけれども、これにつきましては、令和元年度からアンケートによる周知、導入後、紙での入札の併用期間の設定をしておるということで、配慮している旨を説明いたしまして、これについてもご理解を得ているところでございます。そのほかに、利便性が図れるため電子入札の導入が助かるといったご意見も数件いただいております。

次に、前回の総務委員会で答弁いたしましたが、ヘルプデスクというものを設置しております。これは開発元でございます株式会社日立システムズに設置をされておまして、こちらではシステムの操作に特化したヘルプデスクということになっておまして、本市が電子入札導入後も、操作がわからないといったような内容についても対応できますので、応札者側についても安心して利用していただけるものと考えております。ただし、このヘルプデスクのほうの

問合せの内容なんですけれども、このシステムを導入しておる団体、全国から問合せがございますので、特に飯塚市の業者の方からの問合せの状況が、どういったものがあつたのかということについては、把握ができないといったような状況でございます。

○小幡委員

システムのヘルプデスクが設置されているということですね。私が業者として電子入札に参加しようとする場合に、予備と言いますか、テスト的に操作して、確認して、最終的に発送できるというような、何と言いますか、事前に予備操作というようなものができるようなシステムになっています。

○契約課長

質問委員がおっしゃるとおり、その必要があると考えております。事前にリハーサルと言いますか、前もって練習と言いますか、そういった環境を整える必要があると認識しております。現在、課内でどういうふうにしていくか、3月までにそういう環境を整えるということで協議を進めております。いつから、どのような形で実施をするかということが決まりましたら、直ちにホームページ等を活用して広く周知をしていきたいというふうに考えております。

○小幡委員

結局、将来的においても電子入札に一本化していきますよね。紙入札は概ね2年程度は併用してやっていきたいということでしたけど、特に電子入札の中で、くじ引きがね、先ほどの入札の状況の説明にもありましておね。くじ引きが多いですね、最低価格においてのくじ引き。電子入札の場合のくじ引きが、今までの紙入札と違う、変わると思うんですけど、どのようにして電子入札の場合は、くじ引きで決定するのか、できたら教えていただけますか。

○契約課長

電子入札システムによるくじ引き、いわゆる電子くじと申すものがございまして、手順といったしましては、まず応札者側がシステムに入札金額を入力するというタイミングに、くじ番号と呼ばれるもの、これは3桁の任意の数字を応札者側のほうから入力していただけます。次に、システムに登録された順番、いわゆる応札された順番ですね、これによって、その業者の番号というのが自動的に附番されると。次に、システムが設定いたします乱数というものをを用いまして計算を行い、落札者を決定するものでございます。既にこのシステムを導入している団体もございますので、その計算方式に、特に問題がないというふうに考えておりますけれども、くじの透明性を図るためにも、現在、内部でその計算方式によって透明性が図れるのかということで、現在、検証を進めております。それで、今私が申し上げましたけれども、計算方式というのを、今の説明ですと非常にわかりにくいと思いますが、検証を現在進めているところでございますので、大変申し訳ございませんけれども、検証が完了しました後に、次の総務委員会の中で、資料を提出させていただきますして、詳しい計算方式について報告させていただきたいというふうに考えております。

○契約課長

そうですね、今ちょっと課長の説明だけだと、私もちょっと、想像はつくけど、はっきりした内容はわからない。業者さんもそうだと思うんですよね。自分が入れた金額、もちろん最低なんだけど、どのようにしてくじが決定されたかというのは、業者さんからすれば、不透明なところがありますので、その点は業者さんにちゃんと説明をするなり、考えはございますか。

○契約課長

質問委員おっしゃいますとおり、くじの透明性を図るということは極めて重要なことだと考えております。先ほども申し上げましたように、ご報告させていただきました後には、決定いたしましたら、速やかにホームページに広く公表するというふうに考えております。

○小幡委員

そうですね、その点よろしくお願いします。基本的にね、くじ引きは私はもともと避けたい

という考えですね。業者の育成のためにも、やはりちゃんと積算、見積りして、自分の会社が幾らだこの工事ができるというのが、基本的な競争入札の形だと思っただけですね。そういう中で、総務委員会の中で、最低価格の非公表も検討されたらどうだということを、再三質問しておりますけれども、現状、契約課としては、最低価格の非公表については、どのような検討をなさって、方向性がもし決まっているのであれば、お知らせください。

○契約課長

この点につきましては、前回の総務委員会の中でも答弁させていただいておりますけれども、国の指針においても非公表とされておりますことから、国それから地方公共団体におきましても、予定価格及び最低制限価格を事後公表とする団体数は年々増加をいたしております。最低制限価格を事前公表することで、応札がその金額に集中するという点につきましては、地場企業の育成や受注機会の確保において課題であるということは十分認識をいたしております。その一方で、談合等の不正、それから職員への不当な働きかけといった事件が、全国的に後を絶たないといった問題もございます。そのようなことから、今後も国や地方公共団体の事例等につきまして、継続して情報収集に努め、飯塚市に合った入札制度とするため鋭意検討を進めておるところでございます。

○小幡委員

そうなんです。価格がわからなくなれば、その価格を探ろうと、聞き出そうという行為が行われるというので、今までは上限、下限を公表してきたと。でも、その公表によって、今言ったような最低価格に集中すると、くじ引きに結果的になるというようなメリットとデメリットがありますけれども、将来、最低価格を非公表にするということになれば、その金額の機密性というかね、そういうところも兼ねて研究をしなければいけないと思っておりますけれども、引き続き、今おっしゃったとおり研究を重ねてください。

それに関しまして、また同じ委員会の中で、質疑、質問してはいたしましたが、体育館ね、今ちょっと工事がストップしておりますけれども、あれも入札に参加していて、当日辞退するというような事例が、他の入札でも行われた経緯がありましたけれども、勝手に入札参加したいと申し出ておいて、理由はともあれ、辞退すると。そういった場合のペナルティを課すべきではないかということを、再三申し上げておりましたが、そのペナルティに関しては、何か検討なさっておりますでしょうか。

○契約課長

入札参加申請後の入札辞退にペナルティを課するという点につきましては、以前から質問委員よりご提案をいただいておりますところでございますが、やはり辞退の理由や応札業者数によって、その性質が明らかに入札の妨害行為、また談合等の不正が疑われるものにつきましては、当然、指名停止措置等を講ずべきものであって、そのような事案が発生した場合には、現在も応札業者への事情聴取などの手続きを行っております。また、公正入札調査委員会及び指名停止措置委員会といった市内部の委員会においても審議を行っております。また、そのような事案がありました場合には、福岡県、それから警察、公正取引委員会といったところにも相談を行っております。そのペナルティにつきましては、今後も他市の事例や国の考え方といったようなものも調査、研究を行いまして、継続して検討を行っているところでございます。

○小幡委員

そうですね、ペナルティに関しては、引き続き研究してください。やはり辞退した者が何のペナルティもなくやりますとね、やっぱり入札の公平性、基本的なものが壊れますのでね、その点よろしく願いいたします。

今、課長が契約課として入札制度を他自治体の事例なども調査しながら、研究していくということですけども、来年度、入札制度の見直しは、こんなことを見直しました、今のペナルティも含めてですけども、見直した結果の公表というのをされるのかどうか、その点どのように

考えておられますか。

○契約課長

入札制度の見直しでございますけれども、今、指名願の受け付け等もまだ継続して実施されているような状況でございます。それが済みましたら速やかに、今後、入札制度検討委員会というものを、内部の委員会でございますけれども、これを開催いたしまして、次年度の入札制度について、3月の定例会中に開催されます総務委員会の中で報告をさせていただく予定としております。

○小幡委員

3月の定例会で説明していただけるというか、報告をいただけるということで、よろしいですかね。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中武春委員

委員長にお願いいたします。本委員会に特別付託を受けております「入札制度について」は、これまで執行部から、「飯塚市競争入札参加者格付基準の改正」及び「市内工事業者の入札参加資格期間の延長」などの入札制度の改正内容や、工事契約の落札状況についての説明を受け、調査を行ってまいりました。

その中で、電子入札の導入については、システムの構築を行い、令和3年度からの実施に向け、予定通り進捗しているとのことでした。

電子入札におけるくじ引きの方法などの詳細については、まだ検討中のため、改めて報告がなされるとのことでありますが、業者においても円滑に導入が進むよう、執行部の配慮をお願いしたいと思います。

入札制度は毎年見直しを行っていくべきものですが、今後も市内業者の育成を図るとともに、品質、競争性、公平性を確保しながら、適正な制度を維持していくよう、執行部におかれましては、更なる努力をしていただくことを要望いたしまして、本件については調査終了としていただきますよう、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま田中委員から、本件について調査終了としてほしい旨の申し出がありました。本日、調査終了についてお諮りするということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように取り計らいさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「入札制度について」は、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出があつております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市の過疎地域振興に関する計画の策定スケジュールについて」報告を求めます。

○総合政策課長

「飯塚市の過疎地域振興に関する計画の策定スケジュール」について報告いたします。

資料をお願いいたします。まず、1に「現行の計画について」記載しておりますが、現在の「飯塚市過疎地域自立促進計画」につきましては、平成28年度から今年度、令和2年度までの5年間を計画期間とし、対象地域を筑穂地域として策定しております。

当該計画の根拠法である国の法律が、今年度末で失効を迎えることにより、本市の過疎計画も失効を迎えることとなりますため、国の新たな法律の制定に伴う、本市の新たな過疎計画に関する策定スケジュールについて報告するものでございます。

2に「新たに策定する計画の名称等について」記載しておりますが、先に、下の米印に記載しております内容について説明させていただきます。

現在、国におきましては、過疎地域振興に関する新法、仮称ですが「過疎地域持続的発展支援特別措置法」の法案が、議員立法として本国会に提出されることとなっております。この新しい過疎法におきましては、令和2年12月11日に自民党の政務調査会過疎対策特別委員会により示されました「今後の過疎対策の施策大綱案」によりますと、筑穂地域が引き続き対象となることに加えまして、潁田地域が新たに対象地域となる見込みでございます。

参考資料として、2ページから4ページまで、大綱案のポイントとして示された資料を添付しております。内容の説明については省略させていただきますが、過疎地域の対象となる要件につきましては、4ページの資料に、該当となる要件がまとめられております。本市の対象となる2地域については、いずれも人口要件である人口減少率の要件を満たすことから、対象地域となる見込みであるということになっております。

このことから、本市が新たに策定する計画につきましては、名称を、まだ仮称ではありますが、「飯塚市過疎地域持続的発展支援計画」とし、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間、対象地域を筑穂地域及び潁田地域として策定することとしております。

最後に、1ページの3に、「今後のスケジュール案」について記載しておりますが、今年度は、筑穂地域及び潁田地域の自治会長会への説明等を行う予定としております。令和3年度に、国の新しい過疎法が4月に施行された後、国から都道府県、都道府県から市町村へと順に、説明会が開催される予定となっております。それを受けまして、地元との協議や調整等を行いながら、計画の素案を作成し、市民意見募集を実施した上で、最終案を決定し、9月議会において本市の新たな過疎計画の議案を上程するというスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中武春委員

確認ですけど、今回、新過疎法が、国の法律が通過すれば、今度は筑穂地区だけじゃなくて、潁田のほうも、今後5年間入るということで、さっきスケジュールのほうをちょっと見たんですけども、今、緊急事態宣言の期間中でありまして、これが2月7日で終わるのかどうかもよくわかりませんが、このスケジュールだと、県なり国の説明会も、もしかしたら延びるかもしれないということもちょっと考えたんですよ。国の都道府県への説明、それから県の説明、それから9月の定例会に間に合うかどうかちょっと不安があるんですけども、早急に進められる部分は進めさせていただきたいと思っておりますけども、市としてですね、市民に対する説明会というのは、もう県レベルでしかないということなんですかね。市として独自の、この新過疎法の対象になるところについての説明会と言いますか、というのは、いつごろするんですか。9月が終わってからということでは理解していいですか。それだけお願いします。

○総合政策課長

計画の策定に対する市民への周知ということでございますけれども、当然、9月に、今のスケジュールにおいては議案の上程をしまして計画を策定して、その後に、当然公表するという

形でもって、市民の方には周知ができるかと思えますけれども、最初、ほぼ素案から最終案の決定の経過の段階で、市民意見募集を実施する際に、市民の方に説明という形にはならないかもしれませんが、一応周知という形で目に触れるということにはなろうかと考えております。

○田中武春委員

はい、わかりました。市民意見の募集については、いろんなやり方があると思えますけれども、パブリックコメントとかですね、そういうやり方もあろうかと思えますが、そういうので幅広くコメントを求めるようなことを、ぜひお願いしたいというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「納税等徴収金のキャッシュレス（スマホ）収納導入について」報告を求めます。

○税務課長

「納税等徴収金のキャッシュレス（スマホ）収納導入について」説明いたします。

資料に沿って説明いたします。まず、この納付方法については、現在、本市が使用しておりますコンビニ用納付書のバーコードを、スマートフォンの支払アプリで読み込むことにより、納付ができるようにするものです。

「1. 導入目的」（1）にありますように、コンビニや金融機関の窓口にまで行くことなく、どこからでも納付ができるようになることから、納期限内納付のさらなる収納率の向上を期待するものです。また、2つ目に掲げておりますように、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、現金に触れず、人との接触も避けられるキャッシュレス決済利用者が大きく伸びていることから、この動きを捉え、感染症対策への寄与とともに新たな生活様式の展開に合わせた新たな収納方法を導入しようとするものです。

次に、本市におけるスマホ収納の範囲ですが、資料中ほど、「2. 本市におけるスマホ収納の範囲」に示しております表のとおり、現在コンビニ収納を実施している税や料金等の徴収を対象といたします。

次に、このスマホ収納で利用できる決済アプリですが、3にありますように、「Pay Pay」と「LINE Pay」の2種類です。いずれの方法も、チャージしている額の範囲で納付ができます。

次に、4のスマホ収納における注意点ですが、納付書に印刷されているバーコードを自身のスマートフォンで読み取り、納付するため、納付書に領収印が押印されません。ただし、納付に使用したアプリの画面で納付履歴を確認することができます。領収証が出ないことは、各アプリの操作の中で、画面で案内されます。納付したことの証明が必要な方には、別途窓口で証明書を発行することができますが、証明書をどこかに提出する必要がある方は、スマホ収納以外の方法のご利用をさせていただきよう、広報、ホームページ、納付書同封のチラシ等で案内いたします。

次に、導入時期ですが、令和3年4月1日といたしております。

最後になりますが、スマホ収納は、納期内納付にのみ利用が可能で、定期的かつ自動的な納付を可能にすることはできません。そのため、納付忘れの心配がなく、利便性の高い口座振替の利用についても、多くの方にご利用いただけるように、引き続き広報等を行ってまいります。

以上で、報告の説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
これもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。